

### 8月の定例会は

8月6日(日)  
時間：定例会 9:30~10:30  
勉強会 10:30~12:30

場所：まごころふれあい広場

#### ふれあい広場

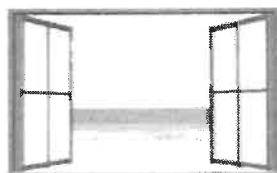
*障害福祉サービス児童デイサービス		
毎週 月、水、木、金		15時~18時
毎週 水、金		9時半~12時
毎週 土		10時~13時
*中高年のピアノ教室 第2、4月曜		9時~12時
*中高年の体操教室 第1、5月曜		10時~12時
*ふれあい広場でお茶 毎週 木曜		10時~12時

月	介護保険			障害福祉サービス					
	在宅			居宅(身体、知的、精神、児童を含む)			児童デイ		
	利用者数	利用回数	利用時間	利用者数	利用回数	利用時間	開所日数	利用人数	
3月	51	936	1109	32	406	483	23	226	
4月	50	852	1018	30	334	401	21	190	
5月	51	889	1068	29	332	377	22	188	

月	市民事業										
	有償活動										ふれあい活動
	協力	利用	賛助	合計	在宅	移動	レスパイト	開所日数	利用人数	開所日数	利用人数
3月	68	104	112	284	30	138	1	6	55	4	38
4月	52	78	76	206	30	186	0	4	43	4	45
5月	52	81	77	210	32	202	2	5	54	4	42

### 万葉公園の花菖蒲

送迎の行き帰りに、「ゆっくり見たい」と思いつつ、毎年その時期を逃していました。今年はその頃に見にくることが出来ました。変わらぬ美しさを披露してくれました。ありがとう



### 7月の予定

- 1日(土) 会報「まごころ」発行
- 2日(日) 臨時総会・定例会・勉強会
- 3日(月) 指定居宅障害福祉サービス事業者等の集団指導
- 4日(火) ミニデイサービス
- 5日(水) サービス提供責任者会議
- 6日(木) ふれあいサロン
- 8日(土) 宿泊研修父兄説明会
- 10日(月) 児童デイケア検討会
- 11日(火) ミニデイサービス
- 12日(水) サービス提供責任者会議
- 13日(木) ふれあいサロン
- 16日(日) 発達障害セミナー参加
- 17日(月) 児童デイケア検討会
- 18日(火) ミニデイサービス
- 19日(水) サービス提供責任者会議
- 20日(木) ふれあいサロン
- 23日(日)・24日(月) 障害児童の宿泊研修(まごころふれあい広場)
- 24日(月) あいち福祉医療専門学校生 研修受け入れ 事務局会議 児童デイ事務局会議
- 25日(火) ミニデイサービス 理事会 財務委員会 ボランティア体験学習 説明会(スポ文)
- 26日(水) サービス提供責任者会議
- 27日(木) ふれあいサロン 児童デイ定例会
- 29日(土) 発達障害セミナー実践報告会参加

### 臨時総会

7月2日(日) 9:30~  
10月からの事業申請に伴い定款に定めています事業名の変更を行わなければなりません。定款変更のための臨時総会を開催します。

# まごころ

特定非営利活動法人

## 一宮まごころ

No. 157

〒491-0041 一宮市文京1丁目4-6  
Tel. 0586-73-8707 Fax 0586-73-8870  
メールアドレス magokoro@owari.ne.jp  
URL http://www.owari.ne.jp/~magokoro/

### 第13回平成17年度 総会開催

6月4日、当会の第13回平成17年度の総会が開催されました。

- ・平成17年度事業・活動報告
  - ・平成17年度会計報告・監査報告
  - ・平成18年度事業計画・活動計画
  - ・平成18年度予算案
  - ・平成18年度役員選出
- 以上各議案が審議、了承されました。

### 一宮まごころの方針

「まごころ」は平成5年より次のような方針で活動をしてまいりました。

- 年をとっても、障がいがあっても、住み慣れたところでふつうに暮らしたい。
- 安心の窓口を作っていきたい。

この方針に沿いながら今までの活動に加えボランティア活動を市民事業と位置付けて地域の方々のニーズに答えられる支援をしてまいります。

その為に地域で集えるサロンやミニデイサービスなどの地域ふれあい活動に重点を置きます。

#### 18年度の取り組み

- ①介護技術などの質的向上をはかる。
- ②地域ふれあい事業を強化する。
- ③知的障害者移動介護従業者養成講座の推進。
- ④まごころふれあい祭りの充実。
- ⑤地域生活支援事業の実施検討。

#### 平成18年度役員紹介

理事・監事が次のように決まりました。

理事  
諫山和敏(代表)、小川裕紀子、小野木みどり、川崎ユミ子、桑原久美子、野田満喜子、岡本愛子(ワーカー代表)

監事  
神田明夫、松本フミエ

#### 退任されました役員

理事：平田和香さん、伊藤和子さん、山田宏子さん  
監事：築城基裕さん、水野元子さん  
長い間ありがとうございました。

### 法人名を変更させていただきました

重みのある「尾張地域福祉を考える会まごころ」の名前を下記の理由により変更させていただきました。ご理解下さいます様お願い申し上げます。

- ① 地域が求めているサービス・支援の多様化に対応出来るように意識を高める為
- ② 法人名の字数が多すぎて全文の表示が出来なかったり、文字が小さくなる事例が目立ってきた為

### 予防介護について

介護保険制度改正により、この4月から介護予防サービスがスタートした。

その中で、要介護1の利用者が、要支援1または要支援2に振り分けられるケースがあり、当事業所の利用者も要介護認定が切り替わった時点で、6名の方が要支援に変わられた。

介護給付限度額も下がるが、サービス費用も訪問介護(ヘルパー)利用において月額一定利用となり、週1回や2回程度の枠内で利用することが限られる。

身体介護(4,020円/時間)と生活援助(2,080円/時間)では介護費用の金額に開きがあり、介護予防訪問介護の1回あたりの金額は生活援助の金額に近く(3,085円/時間)、サービス内容が身体介護ばかりの中身であると、事業所にとっては減収となる。早くも介護予防訪問介護で、身体介護の依頼を断る事業所も出てきている。

また利用者にとっては、いくつかの事業所にサービスを依頼してあったのが、要支援で介護予防訪問介護を利用しようとする、月額一定であるため、一事業所が独占してサービスを行うこととなり、例えば、身体介護はA事業所で、生活援助はB事業所と分けることもできず、どちらかの選択を考えなければならない。

制度がより使いやすく、利用者のサービス向上に向けて真の「予防介護」となるよう見直してほしい。

- 在宅サービスの支給限度額(利用者負担は原則としてサービス費用の1割)
- 要介護状態区分 1か月の支給限度額
- 要支援1 49,700円 要支援2 104,000円
- 要介護1 165,800円 要介護2 194,800円
- 要介護3 267,500円 要介護4 306,000円
- 要介護5 358,300円

